

## 社会福祉法人龍城福祉会 役員等の報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人龍城福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

**第2条** 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

**第3条** 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

|       |          |
|-------|----------|
| 東広島市内 | 1,000円   |
| その他   | 旅費規定に準ずる |

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

|       |          |
|-------|----------|
| 東広島市内 | 1,000円   |
| その他   | 旅費規定に準ずる |

### (改廃)

**第10条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。